水島航路			
太濃地島三角点（北緯三十四度二十六分五十二秒東経百三十三度四十五分十二秒）から九十七度千四百メートルの地点付近	縦に上から国際信号旗の第一代表旗一旒及びL旗一旒	発光信号によるモールス符号のRZSの信号	水島航路を南の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。
	縦に上から国際信号旗の第二代表旗一旒及びL旗一旒	発光信号によるモールス符号のRZNの信号	水島航路を北の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。
鍋島灯台（北緯三十四度二十二分五十七秒東経百三十三度四十九分二十五秒）から二百三十度千五百メートルの地点付近	縦に上から国際信号旗の第一代表旗一旒及びL旗一旒	発光信号によるモールス符号のRZSの信号	水島航路を南の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。
	縦に上から国際信号旗の第二代表旗一旒及びL旗一旒	発光信号によるモールス符号のRZNの信号	水島航路を北の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。

備考　天候の状況等により夜間の信号を昼間用いる場合がある。

第九条を削る。

第十条中第三項を第六項とし、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3　法第二十条第四項の規定による通報は、来島海峡航路において転流する時刻の一時間前から転流する時刻までの間に同航路を航行しようとする船舶が次の各号に定める線を横切つた後直ちに、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

一　梶島三角点（北緯三十四度七分二十一秒東経百三十三度九分三十一秒）から三百二十五度二百二十メートルの地点から三百二十五度に陸岸まで引いた線

二　梶島三角点から二百十八度三百二十メートルの地点から二百十八度に陸岸まで引いた線

三　比岐島灯台（北緯三十四度三分三十秒東経百三十三度五分五十四秒）から二百十八度百二十メートルの地点から二百十八度に陸岸まで引いた線

四　大浜潮流信号所から百二十度三百メートルの地点から百二十度四千二百八十メートルの地点まで引いた線及び同地点から百八十九度に陸岸まで引いた線

五　小島東灯標（北緯三十四度七分四十四秒東経百三十二度五十九分二秒）から百九十九度四百七十メートルの地点から百九十九度に陸岸まで引いた線

六　小島東灯標と大角鼻（北緯三十四度八分三十四秒東経百三十二度五十六分三十一秒）とを結んだ線

七　大角鼻から二百五十度四千三百三十メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百五度に陸岸まで引いた線

八　来島梶取鼻灯台（北緯三十四度七分六秒東経百三十二度五十三分三十三秒）から二百七十二度九十メートルの地点から二百七十二度に陸岸まで引いた線

九　斎島東端（北緯三十四度七分十六秒東経百三十二度四十八分二秒）から〇度に陸岸まで引いた線

十　アゴノ鼻灯台（北緯三十四度十分五十七秒東経百三十二度五十五分五十六秒）から二百五十五度に陸岸まで引いた線

十一　アゴノ鼻灯台から七十五度三千九百七十メートルの地点まで引いた線及び同地点から百五十九度三十分に陸岸まで引いた線

十二　津島船舶通航信号所から百四十一度三百メートルの地点から百四十一度に陸岸まで引いた線

4　法第二十条第四項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　船舶の名称

二　海上保安庁との連絡手段

三　航行する速力

四　航路外から航路に入ろうとする時刻

第十条に第一項として次の一項を加える。

法第二十条第一項第五号の国土交通省令で定める速力は、潮流の速度に四ノットを加えた速力とする。

第二章第二節中第十条を第九条とする。

第二章第三節中第十一条の前に次の一条を加える。

（巨大船に準じて航行に関する通報を行う船舶）

第十条　法第二十二条第二号の国土交通省令で定める長さは、次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

航路の名称	長さ
浦賀水道航路	百六十メートル
中ノ瀬航路	百六十メートル
伊良湖水道航路	百三十メートル
明石海峡航路	百六十メートル
備讃瀬戸東航路	百六十メートル
宇高東航路	百六十メートル
宇高西航路	百六十メートル
備讃瀬戸北航路	百六十メートル
備讃瀬戸南航路	百六十メートル
水島航路	七十メートル
来島海峡航路	百六十メートル

第十一条第一項中「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改め、同条第三項中「行ない」を「行い」に改める。

第十二条の見出しを「（物件えい航船等）」に改め、同条中「第二十二条第三号」を「第二十二条第四号」に、「二百メートル」を「次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の下欄に掲げるとおり」に改め、同条に次の表を加える。